

県南広域振興局長告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年9月18日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------|-----------------|------------|
| とも歯科医院 | 花巻市星が丘一丁目30番地8 | 平成21年8月18日 |
| 東北調剤薬局むらさきの店 | 北上市村崎野15地割149番1 | 平成21年5月1日 |